

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市中京区二条城町他地内				
路線名又は河川名等					
工事名	(総合評価) 舗装道補修工事 (京都広河原美山線)				
工期	契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで				
事業課(所)名	西部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄	

工事概要

工事延長				m	256.9
舗装打換え工	m2	825	切削オーバーレイ工	m2	2,030
半たわみ性舗装工	m2	42	排水性舗装工	m2	3,090
区画線工	式	1			

施工理由

本工事は、主要府道京都広河原美山線（堀川通）において、舗装の老朽化により、路面にクラック等の損傷が多数発生し、車両の円滑かつ安全な交通に支障をきたしていることから、車両の走行安定性や道路周辺の環境保全を図るため、路面切削（2層）及び舗装打換え工を行い、排水性舗装等を施工するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年3月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年3月	
基 準 適 用 年 月	2026年3月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	06:舗装工事	
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.5
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 舗装道補修工事 (京都広河原美山線)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
舗装工		式	1				
路面切削工		式	1				
舗装版切断 【夜間施工】	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装厚:100mm	m	90				
路面切削 【夜間施工】	施工区分・平均切削深さ:全面切削6cmを超え12cm以下, 段差すりつけ撤去作業:無し	m2	2,640				
路面切削 【夜間施工】	施工区分・平均切削深さ:全面切削6cm以下(4000m2以下), 段差すりつけ撤去作業:無し	m2	1,070				
殻運搬(路面切削) 【夜間施工】	殻種別:アスファルト殻(切削)	m3	504				(概)
殻運搬(路面切削) 【夜間施工】	殻種別:アスファルト殻(切削), 異物混入	m3	16				(概)
殻処分 【夜間施工】	殻種別:アスファルト殻	m3	504				
殻処分 【夜間施工】	殻種別:アスファルト殻(異物混入)	m3	16				
舗装打換え工		式	1				
舗装版切断 【夜間施工】	舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cmを超え30cm以下	m	140				
舗装版破碎(急速施工) 【夜間施工】	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:25cm	m2	525				

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 舗装道補修工事 (京都広河原美山線)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻運搬 【夜間施工】	殻種別: 舗装版破砕	m3	161				(概)
殻処分 【夜間施工】	殻種別: アスファルト殻	m3	161				
不陸整正 【夜間施工】	補足材: 有り, 補足材規格: 再生粒度調整碎石 RM-30, 補足材平均厚: t=3cm	m2	525				(概)
上層路盤 (急速施工) 【夜間施工】	路盤材種類: 路盤材(瀝青安定処理材各種), 路盤材規格: 再生アスファルト安定処理(25), 仕上り厚: 150mm	m2	525				
基層 (急速施工) 【夜間施工】	材料種類: 各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格: 改質As 再生粗粒Ⅱ型(20)DS5000, 舗装厚: 50mm, 平均幅員: 3.0m超	m2	525				
表層 (急速施工) 【夜間施工】	材料種類: 各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格: 再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚: 50mm, 平均幅員: 3.0m超	m2	525				
切削オーバーレイ		式	1				
切削オーバーレイ 【夜間施工】	平均切削深さ: 7cmを超え12cm以下, 舗設層数: 二層, アスファルト材料種類(一層): 各種, アスファルト材料種類(二層): 各種	m2	2,030				
橋面防水工		式	1				
橋面防水 【夜間施工】	防水工種類: 塗膜防水, 床版排水(トレン)材: 有, 目地材: 有	m2	300				(概)
舗装打換え工 (橋面舗装)		式	1				
基層 (急速施工) 【夜間施工】	材料種類: 各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格: 再生改質アスファルト混合物再生密粒Ⅱ型(20)(DS≧3000), 舗装厚: 60mm, 平均幅員: 3.0m超	m2	300				
表層 (急速施工) 【夜間施工】	材料種類: 各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格: 再生改質アスファルト混合物再生密粒Ⅱ型(20)(DS≧3000), 舗装厚: 40mm, 平均幅員: 3.0m超	m2	300				

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 舗装道補修工事 (京都広河原美山線)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路付属施設工		式	1				
道路付属物工		式	1				
車線分離標 【夜間施工】	車線分離標規格:設置,施工区分:可変式(穿孔式・1本脚),施工規模:10本以上30本未満	本	16				(概)
構造物撤去工		式	1				
道路付属物撤去工		式	1				
車線分離標撤去 【夜間施工】	施工区分(穿孔式・1本脚),施工規模:10本以上30本未満	本	16				(概)
舗装		式	1				
舗装工		式	1				
半たわみ性舗装工		式	1				
基層(車道・路肩部) 【夜間施工】	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格:改質As再生粗粒Ⅱ型(20)DS5000,舗装厚:50mm,平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2	42				
表層(車道・路肩部) 【夜間施工】	材料種類:各種(1.90以上2.00t/m3未満),材料規格:半たわみ性舗装用開粒度アスファルト混合物(20),舗装厚:50mm,平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2	42				
セメントミルク浸透 【夜間施工】	施工厚:50mm	m2	42				
排水性舗装工		式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 舗装道補修工事 (京都広河原美山線)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基層(車道・路肩部) 【夜間施工】	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格: 改質As再生粗粒Ⅱ型(20)DS5000,舗装厚:50mm,平均幅員:3.0m超	m2	2,410				
排水性舗装・表層(車道・路肩部) 【夜間施工】	材料種類:ポ-ラスアスファルト混合物(13),舗装厚:50mm,平均幅員:2.4m以上	m2	3,090				
コンクリート削孔 【夜間施工】	既設街渠樹,削孔径Φ60以上Φ64未満,削孔深さ50mm以上200mm未満	孔	22				(概)
区画線工		式	1				
区画線工		式	1				
熔融式区画線 (実線 W=15cm)白色 【夜間施工】	施工方法区分:熔融式手動,規格・仕様区分:実線 15cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:有り	m	620				
熔融式区画線 (実線 W=15cm)白色 【夜間施工】	施工方法区分:熔融式手動,規格・仕様区分:実線 15cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	170				
熔融式区画線 (実線 W=30cm)白色 【夜間施工】	施工方法区分:熔融式手動,規格・仕様区分:実線 30cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:有り	m	50				
熔融式区画線 (実線 W=30cm)白色 【夜間施工】	施工方法区分:熔融式手動,規格・仕様区分:実線 30cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	110				
熔融式区画線 (セグワ W=45cm)白色 【夜間施工】	施工方法区分:熔融式手動,規格・仕様区分:セグワ 45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:有り	m	160				
熔融式区画線 (セグワ W=45cm)白色 【夜間施工】	施工方法区分:熔融式手動,規格・仕様区分:セグワ 45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	350				
熔融式区画線 (破線 W=15cm)白色 【夜間施工】	施工方法区分:熔融式手動,規格・仕様区分:破線 15cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:有り	m	210				
熔融式区画線 (破線 W=15cm)白色 【夜間施工】	施工方法区分:熔融式手動,規格・仕様区分:破線 15cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	70				

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 舗装道補修工事 (京都広河原美山線)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
溶融式区画線 (矢印(直進)) 白色 【夜間施工】	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	9				
溶融式区画線 (矢印(右折)) 白色 【夜間施工】	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	2				
溶融式区画線 矢印(直進左折)) 白色 【夜間施工】	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	4				
溶融式区画線 (矢印(直進)(スリット)) 白色 【夜間施工】	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	2				
溶融式区画線 (矢印(右折)(スリット)) 白色 【夜間施工】	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	2				
溶融式区画線 (矢印(直進左折)(スリット)) 白色 【夜間施工】	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	2				
溶融式区画線 (矢印(左曲)) 白色 【夜間施工】	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	1				
溶融式区画線 (自転車マーク) 白色 【夜間施工】	W=10cm未満	箇所	5				
溶融式区画線 (停止指導線(1車線)) 白色 【夜間施工】	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	2				
付帯工		式	1				
排水構造物工		式	1				
街渠板(Ⅲ型)	切下げ部(横断部),18-8-40BB,基礎砕石,目地板 含む	m	7				(概)
縁石工		式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 舗装道補修工事 (京都広河原美山線)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
床掘り	土質:土砂	m3	0.01				(概)
埋戻し	土質区分:土砂,土質:流用土	m3	0.01				(概)
土砂等運搬	廃路盤材	m3	0.2				(概)
残土等処分	廃路盤材	m3	0.2				
歩車道境界ブロック	B種横断面,京都市型(80),基礎含む,18-8-40BB,基礎碎石:RC-40,t=100mm	m	6				(概)
ブロック舗装工		式	1				
上層路盤	路盤材種類:各種,路盤材規格:再生クワッシュラン RC-30,仕上り厚:100mm	m2	4				(概)
インターロッキングブロック舗装	ブロック規格:標準品 直線配置 厚6cm,敷材種類:砂(クッション用),敷材厚:30mm,施工規模:100m2未満	m2	4				(概)
ブロック舗装工 (視覚障害者誘導用ブロック)		式	1				
上層路盤	路盤材種類:各種,路盤材規格:再生クワッシュラン RC-30,仕上り厚:100mm	m2	2				(概)
特殊ブロック舗装	作業区分:設置,ブロック規格:30cm×30cm	m2	2				(概)
仮舗装工		式	1				
不陸整正	補足材:有り,補足材規格:再生粒度調整碎石 RM-30,補足材平均厚:t=3cm	m2	4				(概)

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 舗装道補修工事 (京都広河原美山線)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
上層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種),路盤材規格:再生アスファルト安定処理(25),仕上り厚:150mm	m2	4				
基層(車道・路肩部)	材料種類:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:50mm,平均幅員1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	4				(概)
表層(車道・路肩部)	材料種類:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:50mm,平均幅員1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	4				(概)
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装厚:250mm	m	9				(概)
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版	m2	4				(概)
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工	m3	0.4				(概)
インターロッキングブロック取壊し	撤去,集積	m2	4				(概)
コンクリートブロック撤去		m3	0.3				(概) 積込(コンクリート殻)を適用
板石取壊し	積込含む	m2	2				(概)
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別:アスファルト殻	m3	1				(概)

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 舗装道補修工事 (京都広河原美山線)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	1				
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.6				(概)
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.6				
発生石材運搬		m3	0.2				
発生石材処分		m3	0.2				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	6				
交通誘導警備員 【夜間施工】	B	人日	141				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 9.5%以内		式	1				(概)を参照

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 舗装道補修工事 (京都広河原美山線)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
建設機械運搬費		台	2				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費 (率計上)		式	1				
共通仮設費 (率計上)		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 （総合評価）舗装道補修工事（京都広河原美山線）

工事場所 京都市中京区二条城町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第5条（施工時間）

施工時間は設計内訳書の【夜間施工】を夜間とし、標準的な作業時間帯は、21時～6時とする。それ以外を昼間とし、作業時間帯は、9時～18時とする。ただし、警察及び地元等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第6条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

(2) 観光規制

(3) 祇園祭規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	準幹線道路		
観光規制	道路工事規制図に記載する地域及び路線	10月の最終土曜日～11月の最終日曜日（ただし、12月1日が土曜・日曜の場合は12月最初の日曜日まで）	規制期間中は、原則として工事を中止すること
祇園祭規制	道路工事規制図に記載する地域及び路線	7月10日～7月25日	規制期間中は、原則として工事を中止すること

- 2 前項第3号において、祇園祭が疫病の蔓延その他の事由により中止となった場合は、監督職員の指示に従うものとする。

第7条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工箇所	2～3名	交通誘導警備員B 2～3名	昼間	無
施工箇所	3～6名	交通誘導警備員B 3～6名	夜間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第8条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）」との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材料・製品	備考
インターロッキングブロック 厚6cm（非透水性）	
プレキャストコンクリート製品 （JIS I類、JIS II類含む）	「品質管理基準及び規格値」 （区分・項目・方法・頻度）
塗膜防水	

第9条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第10条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
 （「共通仕様書（3-1-1-4）」の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
排水性舗装工	表層・基層	舗装厚、敷均し・締固め状況、舗設温度等
舗装打換え工	上層路盤	舗装厚、敷均し・締固め状況、舗設温度等
切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ	舗装厚、敷均し・締固め状況、舗設温度等
橋面防水工	橋面防水	施工状況

第 1 1 条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考
舗装工	アスファルト混合物	外観検査 (目視)	随時	排水性舗装含む
	ポラスアスファルト混合物(13) t=50mm、 開粒度アスファルト混合物(13) t=50mm、 改質 As 再生粗粒 II 型(20)DS5000 t=50mm、 再生瀝青安定処理(25) t=150mm	現場密度の 測定	10 箇所 (内訳： 舗装打換え工 3 箇所 排水性舗装工 4 箇所、 排水機能層部 3 箇所)	3,001m ² ～ 10,000m ² 2
	再生密粒改質 II 型(20)目標 DS>=3000 t=40mm、 改質 As 再生粗粒 II 型(20)DS5000 t=60mm	現場密度の 測定	3 箇所	100m ² ～ 3,000m ²

4 建設副産物に関する事項

第 1 2 条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成 23 年 4 月 1 日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成 16 年 4 月 1 日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のある A、B 2、D、E 票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
アスファルト塊 【夜間】 (切削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項 の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林 18 番地の 1	設計運搬距離 L = 12.9 km
アスファルト塊 【夜間】 (切削) 異物混入	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項 の許可を受けた施設 京都市伏見区深草神明講谷町 29	設計運搬距離 L = 10.5 km
アスファルト塊 【夜間】 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項 の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 78 番地	設計運搬距離 L = 11.6 km
アスファルト塊 【昼間】 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項 の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町 18 番地の 1、19 番地	設計運搬距離 L = 12.9 km
コンクリート塊（無筋） 【昼間】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項 の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保 48 番地の 1 他 16 筆	設計運搬距離 L = 28.0 km
廃路盤材 【昼間】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項 の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町 18 番地の 1、19 番地	設計運搬距離 L = 12.9 km
石材 【昼間】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項 の許可を受けた施設 京都市伏見区下鳥羽上向島町 87-12、87-13	設計運搬距離 L = 9.5 km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

第 13 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（最終改定平成 26 年 6 月 4 日）以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別

の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

② 再資源化施設等の所在地

特定建設資材廃棄物の処理施設については、「前項 建設副産物の適正処理について」において示したとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 共通仕様書に関する事項

第14条 (共通仕様書に対する特記事項)

本工事における共通仕様書に対する特記事項は以下のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-1-4 施工計画書

受注者は、請負契約締結後速やかに施工計画書作成要領に従って施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、これを遵守して工事を施工するものとする。

また、施工計画書には、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

1-1-1-12 受注者相互の協力

- 1 本工事について、ガス・上下水道・電気等マンホールの蓋高調整工事、電柱及び信号機等の移設工事、沿道の建築工事等が工事区間内において重複する場合は、請負業者間において協議を行うとともに相互に協力し、工事を施工しなければならない。

2 受注者は、工事現場が隣接又は同一の場所において別途工事がある場合についても、相互に協力し、工事を施工しなければならない。

1-1-1-24 施工管理

「請負工事必携」の定めに従い、「土木工事施工管理基準」（土木工事請負必携）により、下記に示す試験データ、書類を提出するものとする。

1 工程管理

(1) 工程管理は、施工計画書にある実施工程表により管理するものとする。

(2) 実施工程表は、工程が変更するごとにフォローアップを行い、監督職員に提出すること。

2 出来形管理

出来形管理は、出来形管理関係図書作成要領により管理し、設計値と実測値を対比して記録し、下記の図書を作成すること。

(1) 出来形図

(2) 出来形計算書

(3) 出来形成果表

3 品質管理

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は「土木工事施工管理基準」等に基づき受注者において行い、試験結果を速やかに報告すること。

1-1-1-33 交通安全管理

1 受注者は、交通安全会議を開き、事故防止に努めること。また、施工作业日はもちろんのこと休工日についても有能な安全巡視員を配置し、巡視・点検・連絡及び調整等を行わせ、工事区域全般の安全確保に努めなければならない。特に夜間及び休日等の歩行者が多い場合の通行及び安全の確保に注意しなければならない。

2 交通の安全については、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令、道路工事現場等における標示施設等の設置基準及び道路工事保安施設設置基準を遵守し、交通誘導警備員を配置し、通行者の安全対策を講じること。

3 工事現場及び駐車場等は、車両の出入り及び荷捌きの確保に十分配慮しなければならない。

4 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

1-1-1-34 施設管理

1 本工事の施工に関し、工事現場内またはその隣接敷地若しくは付近道路において、工作物または人畜に与えた損害については、受注者がその責に任ずるものである。

2 本工事において、民有及び官有の施設物件を破損した場合は、受注者の責任において現状に復すること。

3 資材、土砂などの搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は、直ちに清掃・補修を行うこと。

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

3-1-1-2 工程表

工程表の作成は、共通仕様書によるほか、週間工程表を作成し、監督職員に提出しなければならない。週間工程表の様式は、受注者において決定し、監督職員の承諾を得るものとする。

週間工程表の提出は、前週木曜日17時までにFAXまたはメールにより監督職員へ提出すること。

3-1-1-5 数量の算出及び完成図

- 1 受注者は、工事の進捗に応じて、出来形数量を算出し、その結果を監督職員の指示した期日までに提出するものとする。
- 2 出来形数量は、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って算出し、「土木工事施工管理基準及び規格値」の規定に基づき関係書類を提出しなければならない。また、設計変更の対象となる工種がある場合は、原則として、出来形数量にかかる資料を工期の1.5カ月前までに監督職員に提出すること。工程の影響により、資料の提出が遅れる場合は、その旨を監督職員に報告し、提出期限及び資料内容は監督職員の指示に従うこと。
- 3 本工事の完成図（出来形図）については、正確詳細に作成すること。
- 4 完成図は、出来形測量に基づく設計値を表示するものとする。ただし、実測寸法が土木工事施工管理基準及び規格値の範囲内であれば設計寸法を記入し、範囲外の場合は実測寸法を記入するものとする。

また、図面についてはCADによる製図とし、その他データと併せて電子媒体及び紙媒体により提出するものとする。

なお、提出に際しては必ずウイルスチェックを行うこととする。

3-1-1-7 工事完成図書の納品

- 1 工事完了後の提出書類は、「土木工事施工管理基準及び規格値」によるほか下記のものとする。また、出来形及び品質管理関係図書においては、管理図、度数表又はヒストグラムにより、規定の基準及び規格値との関係を示した資料を作成し提出すること。
 - (1) 提出書類一覧表（目録）
 - (2) 契約関係書類（契約書(写)、請負代金内訳書、その他）
 - (3) 適切な施工体制の確保に関する書類
 - ① 建設業退職金共済制度の掛金収納書または不提出理由書
 - ② 現場代理人等通知書及び経歴書
 - ③ 下請負通知書、下請負契約書、再下請負通知書
 - ④ 施工体制台帳
 - (4) 建設副産物関係書類
 - (5) 施工計画書（当初・変更）
 - (6) 工事月報、交通誘導警備員集計表、履行報告書
 - (7) 材料確認書
 - (8) 品質管理関係図書
 - (9) 段階確認書
 - (10) 出来形管理関係図書（出来高数量算出書、出来形図、出来形成果表）
 - (11) 打合せ簿（地元、各占用企業者並びに関係機関との協議、報告等を含む）
 - (12) 工事写真帳
 - (13) その他監督職員が指示するもの（完成引継図書等）
- 2 受注者は、原則として完成検査を工期内に受けること。そのため、完成検査に必要な関係図書は工期2週間前までに監督職員に提出しなければならない。

第2章 一般施工

第3節 共通的工種

3-2-3-1 一般事項

1 土工等

(1) 道路付属物並びに占用物件

- ① 工事施工のため支障となる道路付属物並びに占用物件がある場合には、その処置についてあらかじめ監督職員と打合せを行うものとする。
- ② 受注者は、工事施工に先立ち地下埋設物等の占用物件の設置状況を把握し、占用物件の管理者と密接に連絡を取り、占用物件の破損及び占用物件に起因する事故の防止に努めること。
- ③ 受注者は、本工事に際して予想される埋設物の管理者と現場立ち会いのうえ、当該物件の位置及び深さを確認し、記録すること。防護方法及び保安対策については、十分打ち合わせを行い、事故の発生を防止すること。
- ④ 受注者の責により地下埋設物に損害を与えた場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急処置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
- ⑤ 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果、死管の処置を受注者が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。
- ⑥ 既設地下占用物件に接近して掘削する場合、関係企業者と立会のもと試験掘削等により地下埋設物の確認を行い、必要な防護策を講じて事故防止に努めること。
- ⑦ 漏水・ガス漏れ等の事故を防止するため、事前に試験掘し埋設管周辺の掘削は、必ず人力で施工すること。

3-2-3-9 区画線工

溶融式区画線における種類は3種1号とし、ガラスビーズの含有量は15～18%（質量%）とする。

第6節 一般舗装工

3-2-6-7 アスファルト舗装工

タックコート工の瀝青材料は石油アスファルト乳剤（PK-4）とし、使用量は $0.3\sim 0.6$ ㎏/㎡とする。プライムコート工の瀝青材料は石油アスファルト乳剤（PK-3）とし、使用量は $1.0\sim 2.0$ ㎏/㎡とする。タックコート工の瀝青材料は、ゴム入りの石油アスファルト乳剤（PKR-T）とし、使用量は $0.4\sim 0.6$ ㎏/㎡とする。

3-2-6-15 路面切削工

受注者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。

また、本工事においては上層路盤や基層での開放は行わず、各日表層まで施工を行い表層開放とすること。なお、交通開放に当たっては危険防止と安全対策を計らねばならない。

2 区画線設置は、表層完了後速やかに施工しなければならない。

なお、本設区画線の設置までの期間については、監督職員と協議のうえ、車道中央線・車線境界線・停止線及び横断歩道等の仮区画線を設置し、交通の安全を確保すること。

6 その他事項

第15条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第16条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督職員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第17条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、 「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第18条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。

3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。

5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第19条（橋面防水）

防水材料の規格は、次表の道路橋床版防水便覧（平成19年3月 社団法人日本道路協会）に規定される基本照査試験を満足するものでなければならない。これを確認するため、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。

床版防水の基本照査試験

工種	要求性能	試験項目	合否判定の目安	備考
橋面防水	防水性 遮塩性	防水性能試験Ⅰ (またはⅡ)	減水量 0.2 ml以下(試験Ⅰ)	
	耐変形性	ひび割れ追従性試験 Ⅰ (またはⅡ)	床版防水材の折損が生じない こと(試験Ⅰ)	
	接着性 耐熱性 耐荷性	引張接着試験	強度 0.6N/mm ² 以上(23℃) 強度 1.2N/mm ² 以上(-10℃)	
	接着性 耐変形性 耐熱性 耐荷性	せん断試験	強度 0.15N/mm ² 以上(23℃) 変位量 1.0mm 以上 (23℃) 強度 0.8N/mm ² 以上(-10℃) 変位量 0.5mm 以上 (-10℃)	
	接着性	水浸引張接着試験	水浸前の 50%以上	
	耐薬品性	耐薬品性試験	異常のないこと	

第20条(京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行)

1 本工事は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領」(令和7年7月)に基づく対象工事として、検査を試行することができる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事(土木、舗装、樹木等)の仕様書、様式等」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000343988.html>)

2 工事の書類検査は、検査時(完成・既済部分・中間)において、下記の8分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿
③工事材料資料の確認及び 品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※1)上記8分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※2)検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

※3)以下の工事は書類限定検査の対象外とする。

- ・低入札価格調査の対象となった工事
- ・当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合
(工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照)

3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記8分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知する。

4 実地検査(現場)においては、出来形を確認できる資料を準備すること。

5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

第21条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せはWeb会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第22条（低入札価格調査制度関係）

1 京都市低入札価格調査取扱要領（以下「要領」という。）第5条に基づく低入札価格調査の対象者は、誠意を持ってその調査に協力しなければならない。

2 要領第5条に基づく低入札価格調査の対象者が受注者となった工事については、次に掲げる事項に応じなければならない。

(1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング

受注者は、工事担当課の総括監督員の求めに応じて施工体制台帳等を提出しなければならない。また、施工体制台帳等の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の総括監督員から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の総括監督員から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

(3) 安全パトロールへの協力

受注者は、本市が行う安全パトロールの実施に協力しなければならない。

3 要領第5条に基づく低入札価格調査を経て契約を締結した場合は、次に掲げる事項が適用される。

(1) 前払金については契約金額の4割から2割に引き下げ。

(2) 契約保証金については契約金額の1割から3割に引き上げ。

(3) 中間前金払制度の適用除外

(4) 配置する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（以下「配置技術者」という。）とは別に、配置技術者の要件を満たす補助技術者1名を専任で配置すること（共同企業体の場合は構成員ごとに追加配置を要する）。

(5) 契約の日から当該受注者が提出する完成通知書に記載の完成の日まで（当該期間が1年を超える場合は、1年を経過する日まで）、本市行財政局財政部契約課が実施する同一種目の入札（本市上下水道局が京都市長名で実施する入札を含む。）に参加できない。

第23条（その他の特記事項）

- 1 請負者は、監督職員との連絡を密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分に打合せを行い、遺漏のないよう努めること。
- 2 監督職員の指示または承諾等は原則として書面で行わなければならないが、当該書面・添付図面及び資料等については、請負者が作成し提出すること。
- 3 本工事の引渡しが完了するまでの間、現場代理人は監督職員と常時連絡が取れる体制を取ること。
- 4 地域住民及び通行車両等からの苦情や要望等については、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 5 ゴミ収集作業及びし尿汲み取り作業に協力し、沿道住民に迷惑をかけないこと。
- 6 本工事区間は商業施設等があり、多数の歩行者等の通行があることから、安全対策及び渋滞・混雑の緩和に注意するとともに、適正な工程管理に努めること。特に、横断歩道部の施工にあたって、歩行者を仮通路等へ迂回させる場合には、段差すりつけ等の安全対策を行うこと。
- 7 本工事の施工にあたり、「共通仕様書」及び「本特記仕様書」に示された事項の他については、下記の仕方書によること。
 - (1) 道路構造令
 - (2) コンクリート標準示方書
 - (3) 舗装設計施工指針、舗装設計便覧、舗装施工便覧
 - (4) 道路土工指針
 - (5) 建設発生土利用技術マニュアル
 - (6) 舗装調査・試験法便覧
 - (7) その他関係示方書・法令・規則等なお、共通仕様書および本特記仕様書に反して工事を施工した場合、補修または再施工を命ずるが、そのときは、速やかにその指示に従うこと。
- 8 請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで提出することができる。なお、様式については監督職員の指示によるものとする。
- 9 請負者は工事着手に先立ち、地下埋設物などの占用物件の設置位置を把握し、占用物件の管理者と密接に連絡を取り、占用物件の破損及び占用物件に起因する事故の防止に努めること。
- 10 本工事において使用する材料について、事前に、材料承諾書として打合せ簿を作成し監督職員に提出すること。
- 11 本工事区間の近隣には住居及び宿泊施設等があるため、近隣への騒音を最小限とする施工計画を立案すること。
- 12 施工前に実施する契約書第20条第1項第1号から第4号に係る設計図書の照査において、各種数量（舗装面積、区画線延長等）について現地測量を行い、照査資料として監督職員に提出し、監督職員と施工数量を確定してから施工を行うこと。
- 13 当初設計との舗装構成の相違（舗装中の混入物の有無含む）や地下埋設物等の存在が判明した場合、速やかに監督職員と対応について協議を行い、承諾を得たうえで施工を行うこと。なお、事前に文書による協議がない場合は、設計変更の対象とならない。
- 14 路面切削（6cm以下）については、異物混入を想定し、6cmと4cmの2回切削を行うこと。
- 15 その他については、監督職員の指示に従うこと。

第24条（工事測量）

- 1 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認をすること。また、官民境界及び民民境界については民地側等の工事により消失しない箇所に控えを取り、写真を撮影し記録を残しておくこと。また、施工に際しては十分注意し、境界プレート^{（仮）}の再現は監督職員の確認を得ること。
- 2 本工事の目的及び整備内容を十分に理解し、規定の勾配・段差を満たすために必要となる測量を早期に行うこと。また、測量の結果、適正な勾配及び段差とするために設計図書を変更する必要がある場合は、その旨を監督職員に報告するとともに、必要に応じて対応策を検討したうえで監督職員に提出し、以後の対応については、監督職員の指示に従うこと。
- 3 中心線、用地境界は、指定された多角点及び与えられた成果により現地に再現し、点検後控杭を設置するとともに、その復元作業の測量成果の点の記図及び写真を監督職員に提出し、検査を受けること。
- 4 構造物完成後、点検測量を行い、その成果を監督職員に提出し、検査を受けること。
- 5 工事期間中は測量士または同等以上の技術を有する者を配置し、中心杭、用地境界杭、丁張及び地下埋中心杭等の保守点検に努めなければならない。中心杭及び用地境界杭等の測量費は共通仮設費（率分計上）に含まれている。
なお、測量作業で民地内に入る場合及び民地内に控杭等を設置する場合は、土地所有者及び耕作者に前もって承諾を得ること。
- 6 本工事に伴い人孔鉄蓋等の高さ調整が必要な場合は、管理部署に依頼することから、早急に測量成果を取りまとめ、監督職員に報告すること。

箇所図

